

令和 7 年度

品川区教育委員会事務局会計年度任用職員募集案内

(教育総合支援センター)

令和 7 年 4 月 1 日

品川区教育委員会

この採用選考は、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

※ 常勤職員と同様に、サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

1. 採用する職、受験資格、採用予定数等

職名	部活動指導員
主な職務内容	学校の校長および教育委員会の指揮監督の下に、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導等に関わる事務
受験資格	学校における部活動の教育的意義について理解し、競技、部門等の専門性を有する者
1 週間あたりの勤務日数	1 日～ 5 日
1 日あたりの勤務時間数	2 時間 または 3 時間
報酬額	1 時間あたり 2, 500 円
採用予定数	若干名

※ ただし、次の方は応募できません。

- ・ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれかに該当する方 (3 ページ《参考》参照)
- ・ 現に品川区の常勤職員 (教育公務員および任期付職員を除く。) である方

2. 採用予定時期 令和 7 年 4 月 1 日以降

3. 任 期 採用日から令和 8 年 3 月 31 日までの間

- 4. 合格者の取扱い** 選考に合格した方は、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。なお、名簿登載期間は、登載日から令和8年3月31日までです。

5. 名簿登載の取消し

次の事項に該当する場合は、名簿登載を取消し、名簿から削除します。

- (1) 名簿登載を辞退した場合
- (2) 受験資格を欠いていることが明らかになった場合
- (3) 品川区職員として採用された場合
- (4) 任用に関する照会に正当な理由なく応答しない場合
- (5) 心身の故障その他の事由により、会計年度任用職員として適正を欠くことが明らかとなった場合

6. 採用について

採用は、任用する職やその任期等が決定し次第、名簿登載者の中から行います。
なお、名簿に登載されていても、必ず任用されるとは限りません。

7. 選考方法・選考日程

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査 ※ 申込兼履歴書により書類審査を行います。
合格発表	合否に関わらず、受験者全員に郵送で通知します。

※ 第一次選考合格時点で、会計年度任用職員採用候補者名簿に登載されます。
その後、面接を希望する学校から連絡がある場合、第二次選考に進みます。

(2) 第二次選考（対象：第一次選考合格者）

選考方法	面接
合格発表	合否に関わらず、第二次選考を受けた方には郵送で通知します。

8. 申込手続き・受験票の交付

申込方法は以下のとおりです。

郵送申込の場合、所定の申込書「申込書（部活動指導員）」に必要事項を記入して、品川区教育総合支援センターまで、お送りください。

方法	受付期間
郵送申込	令和7年11月28日（金）まで【必着】 ※ A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と明記し、 <u>郵送してください。</u> なお、簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
電子申請	令和7年11月28日（金）まで 下記「品川区電子申請サービス」よりお申込みください。 https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay 「随時募集【教育総合支援センター】令和7年度採用 会計年度職員（部活動指導員）電子申請」

9. 勤務条件等 ※ 令和7年4月1日現在

(1) 報酬（地域手当相当報酬含む）

1時間あたり 2,500円

※ 給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

(2) 諸手当に相当する報酬等

期末手当および通勤手当や超過勤務手当に相当する報酬等が規定に基づき支給されます。（期末手当の支給は週3日以上勤務の方）

(3) 勤務日数・勤務時間・勤務地

1週間あたりの勤務日数：1日～5日

1日あたりの勤務時間：2時間または3時間

勤務地：配属先区立中学校または義務教育学校（後期課程）

※ 勤務日は原則として月曜日から金曜日までの間となりますが、配属先によっては土曜日・日曜日・祝日法による休日が勤務日となる場合があります。

※ 公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。

(4) 休暇等

勤務形態に応じて、年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇等の休暇を取得できます。

(5) 社会保険・福利厚生

勤務形態に応じて、社会保険（健康保険・厚生年金保険）および雇用保険に加入します。また、労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

10. 郵送・問い合わせ先

〒141-0031 品川区西五反田6丁目5番1号

品川区教育総合支援センター 教育事務係（教育文化会館4階）

電話：03-3490-2005（直通） FAX：03-3490-2007

※ 選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

《参考》 地方公務員法第16条

受験資格にある、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。